

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会 ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループは、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）の下に設置されるワーキンググループとして、研究会における検討事項について、より専門的な観点から検討することを目的とする。

2 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、研究会の座長が指名する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、必要と認める者を本ワーキンググループの構成員として追加することができる。
- (7) 主査は、必要があると認めるときは、本ワーキンググループに、必要と認める者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) ワーキンググループにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを研究会に報告する。
- (9) その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

3 会議等の公開について

会合資料及び議事要旨については、原則として、総務省ホームページにて公表する。ただし、会議の議事については、個別の情報セキュリティ対策情報等を扱う可能性があり、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

4 庶務

本ワーキンググループの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課及び情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室において行う。

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処に関する研究会
ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、主査を除き 50 音順)

(主査)	ししど 宍戸	じょうじ 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	えとう 衛藤	まさし 将史	独立行政法人情報通信研究機構ネットワークセキュリティ研究所 主任研究員
	きむら 木村	たかし 孝	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
	こやま 小山	さとる 覚	一般財団法人日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議
	さいとう 齋藤	まもる 衛	株式会社インターネットイニシアティブサービスオペレーション本部 セキュリティ情報統括室長
	まるはし 丸橋	とおる 透	ニフティ株式会社 法務部長
	むらぬし 村主	わたる 亘	ソフトバンクテレコム株式会社 お客様相談室
	もり 森	りょうじ 亮二	英知法律事務所 弁護士